

斯くして、六月二十五日内燃機工場に端を發したる紛議は、七月五日造船所に波及し、七月十二日電機工場の渦中に投ずるに及びて、川崎の紛糾と相俟ち、未曾有の大争議と化せり。茲に於て、神戸三菱幹部は「事態極めて紛糾悪化、従前の如き寛容なる態度を以てしては到底之を收拾すべからず。又三菱三工場に於ては、各種の兵器製作に従事し特に軍艦工事中のものあるを以て、奈何に穩便を旨とするも拱手形勢の推移に委す能はず。則ち紛議開始以來日を経ること十八日、百方策盡き」て、當該官憲了解の下に、十二日午前一時遂に「工場内に於ける秩序保全のため、十二日より向ふ十日間一齊に各工場を閉鎖」することに決定したり。十一日夜東京本社より來神したる長原參與を圍みて開かれたる幹部會が右の如くに決するや、庶務課は徹宵是が發表の準備に忙殺され、午前四時に到りて各工場の表門を初め、附近一帯の電柱板圍は云ふまでもなく、遠く大佛、驛裏の各停留所、鐘紡前、兵庫の兩驛に到るまで、職工往復の道路の殆んど要所の總てに左の揭示をなせり。

掲 示

- 一、工場秩序保全の爲め本日より來る二十一日まで十日間休業の事
 - 右休業中は手當として特に各人日給の中額を支給す
- 大正十年七月十二日

三菱造船株式會社神戸造船所

三菱内燃機製造株式會社神戸工場
三菱電機株式會社神戸工場

進て詳細は別に之を通知す。

「詳細は之れを通知すべし」と云へる會社の「詳細」の内容は消極的給與の問題なり。會社は「休業中職工家族の窮乏を慮り、一視同仁全職工に對し、左記告文に記載せるが如き措置を採る事に決し、同日右告知文を發送し、聊か穩便寛容の主義を實行し得たるものと思惟し、自ら慰むる所あり。偶々此邊に不安を感せし罷業職工は、委員を派して會社の意嚮を訊し、多少喜悅の色ありしもの如し」

(神戸に於ける三菱労働紛議二六六頁)

告

- 一、工場ノ秩序保全ノタメ本日ヨリ向フ十日間即チ來ル廿一日マデ休業ス
- 右休業中ハ手當トシテ特ニ各人日給ノ半額ヲ支給ス
- 二、休業十日間ヲ經過スルモ尙ホ工場ノ秩序恢復ノ見込ナキトキハ更ニ休業ヲ繼續スベシ、此ノ場合ニハ手當ヲ支給セズ
- 三、業務上ニ因ル負傷休業中ノモノ及業務上ニ因ラザル傷病休業中ノモノニハ救済規則ニ依ル手當ヲ支給ス
- 四、休業中左ノ事項ハ特ニ之ヲ取扱フ
 - 一、社倉品ハ拂渡ス
 - 一、病院ハ診療ス
 - 一、浴場ハ開場ス
 - 一、職工預金ハ午前中ニ限り取扱フ
- 五、本月上半季賃料及六月分ノ皆勤賞ハ來ル廿日午前九時ヨリ同十一時迄ノ間ニ平素ノ場所ニテ本人又ハ其家族ニ限り拂渡ス